定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和８年11月６日受付分)

名称

特定非営利活動法人レックス体操クラブ

縦覧期間

令和８年11月６日(金)から
令和８年11月20日(金)まで

特定非営利活動法人レックス体操クラブ　定款

第1章　総　則

（名称）

第1条　この法人は、特定非営利活動法人レックス体操クラブという。

（事務所）

第2条　この法人は、主たる事務所を兵庫県姫路市に置く。

第2章　目的及び事業

（目的）

第3条　この法人は、広く一般市民に対して、コーディネーショントレーニング及び体操競技の普及、競技力向上を目指した選手強化、指導者及び審判員の育成・派遣、及び演技会開催に関する事業を行い、スポーツを通じた青少年の健全育成及び一般市民の健康の保持増進を図り、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（1）　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（2）　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

（3）　子どもの健全育成を図る活動

（事業）

第5条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

（1）　コーディネーショントレーニング及び体操競技に関する普及事業

（2）　競技力向上を目指した選手強化事業

（3）　指導者及び審判員育成事業

（4）　指導者及び審判員派遣事業

（5）　演技会開催事業

第3章　会　員

（種別）

第6条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（1） 正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
（2） 賛助会員　この法人の目的に賛同し事業を賛助する意思を持つ個人及び団体
（3） クラブ会員　この法人の目的に賛同し、本クラブの活動を支援するとともに、運営する教室等に参加するために入会した個人

（入会）
第7条　会員の入会については、特に条件を定めない。
2　会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
3　会員になるためには、理事会の承認を得なければならない。理事会は、相当の理由がない限り入会の申し込みを拒むことはできない。
4　理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
5　第3項の規定にかかわらず、クラブ会員の入会については、理事長がこれを承認するものとする。

（入会金及び会費）
第8条　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第9条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（1） 退会届の提出をしたとき。
（2） 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
（3） 継続して1年以上会費を滞納したとき。
（4） 除名されたとき。

（退会）
第10条　会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
（1） この定款等に違反したとき。
（2） この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）
第12条　既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章　役員及び職員

（種別及び定数）

第13条　この法人に次の役員を置く。

（1）　理　事　3人以上7人以内

（2）　監　事　1人

2　理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において選任する。

2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

（1）　理事の業務執行の状況を監査すること。

（2）　この法人の財産の状況を監査すること。

（3）　前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（4）　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

（5）　理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存

期間とする。
3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）
第20条　この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
2　職員は、理事長が任免する。

第5章　総　会

（種別）
第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）
第22条　総会は、正会員をもって構成する。

（機能）
第23条　総会は、以下の事項について議決する。
（１）　定款の変更
（２）　解散
（３）　合併
（４）　事業報告及び決算

（５） 役員の選任又は解任及び報酬
（６） 会員の除名
（７）その他運営に関する重要事項

（開催）
第24条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１） 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
（２） 正会員総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
（３） 第15条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第25条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
2　理事長は、前条２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第26条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第27条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第28条　総会における議決事項は、第25条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3　前２項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）
第29条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）　日時及び場所

（2）　正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（3）　審議事項

（4）　議事の経過の概要及び議決の結果

（5）　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

3　前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）　総会の決議があったものとみなされた事項の内容

（2）　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

（3）　総会の決議があったものとみなされた日

（4）　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4　前項の議事録には、議事録の作成に係る職務を行った者が記名・押印又は署名・押印しなければならない。

第6章　理事会

（構成）

第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（1）　総会に付議すべき事項

（2）　総会の議決した事項の執行に関する事項

（3）　事業計画及び予算並びにその変更

（4）　入会金及び会費の額

（5）　事務局の組織及び運営

（６） 理事の職務
（７） 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
（８） その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第33条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１） 理事長が必要と認めたとき。
（２） 理事総数の３分の２以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
（３） 第15条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第34条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第35条　理事会の議長は理事長がこれに当たる。

（議決）
第36条　理事会における議決事項は、第34条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　前２項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。

（表決権等）
第37条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、次条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第38条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）　日時及び場所

（2）　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

（3）　審議事項

（4）　議事の経過の概要及び議決の結果

（5）　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

3　前２項の規定にかかわらず、第36条第３項の規定により、理事会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）　理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

（2）　前号の事項の提案をした者の氏名

（3）　理事会の決議があったものとみなされた日

（4）　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4　前項の議事録には、議事録の作成に係る職務を行った者が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章　資産及び会計

（資産の構成）

第39条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（1）　設立当初の財産目録に記載された資産

（2）　入会金及び会費

（3）　寄付金品

（4）　財産から生じる収益

（5）　事業に伴う収益

（6）　その他の収益

（資産の区分）

第40条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

（資産の管理）

第41条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定め

る。

（会計の原則）

第42条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第43条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

（事業計画及び予算）

第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2　前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

（予備費の設定及び使用）

第46条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第47条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第48条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第49条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（臨機の措置）

第50条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第51条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、法第25条第３項に定める以下の事項に係る定款変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（１）目的
（２）名称
（３）その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
（４）主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
（５）社員の資格の得喪に関する事項
（６）役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
（７）会議に関する事項
（８）その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
（９）解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
（１０）定款の変更に関する事項

（解散）

第52条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）　総会の決議
（２）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（３）　正会員の欠亡
（４）　合併
（５）　破産手続開始の決定
（６）　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

（合併）

第54条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、か

つ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　公告の方法

（公告の方法）

第55条　この法人の公告は、この法人のホームページに掲示して行う。但し、特定非営利活動促進法第３１条の１０及び第３１条の１２の公告は官報に掲載して行う。

第10章 雑　則

（細則）

第56条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長　　殿垣聡美
副理事長　西本浩三
理事　　中井勉
監事　　平野秀彰

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年6月30日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員
個人　（1）入会金　5000円
　　（2）会費　5000円
団体　（1）入会金　10000円
　　（2）会費　10000円
賛助会員
個人　（1）入会金　3000円
　　（2）会費　3000円（一口）
団体　（1）入会金　5000円
　　（2）会費　5000円（一口）

7　この定款は、令和６年９月６日に改訂し、同日より施行する。
8　この定款は、令和７年１月１２日に改訂し、同日より施行する。
9　この定款は、令和８年６月２３日に改訂し、所轄庁の認証を受けた日から施行する。